

令和6年度第3回埼玉県東部地域医療構想調整会議 次第

日時 令和6年11月27日(水)
19:30～21:30(予定)
場所 春日部地方庁舎3階大会議室
ウェブ会議システム(Zoom)併用

1 開 会

2 あいさつ 中村会長

3 議事

(1) 病床整備の進捗状況について

- ・計画変更 2件
- ・進捗状況報告 1件

(2) 病院整備計画の公募について

- ・応募件数 2件

4 閉 会

令和6年度第3回埼玉県東部地域医療構想調整会議 出席委員一覧

No.	所属（推薦）団体及び役職名等	氏名	備考
1	春日部市医師会 会長	ナカムラ ヤスフミ 中村 靖史	
2	越谷市医師会 会長	ハラ スナオ 原 直	
3	吉川松伏医師会 会長	オガサワラ タダヒロ 小笠原 忠彦	
4	草加八潮医師会 会長	ナイトウ タケシ 内藤 毅嗣	
5	三郷市医師会 会長	クサナギ ヒロアキ 草薨 博昭	
6	東埼玉歯科医師会 会長	トバリ ヒデオ 戸張 英男	
7	春日部市薬剤師会 会長	イマイ ヨシヒト 今井 良仁	
8	春日部市立医療センター 病院事業管理者	ミヤケ ヒロシ 三宅 洋	欠席
9	越谷市立病院 院長	マルキ チカシ 丸木 親	
10	獨協医科大学埼玉医療センター 病院長	オクダ ヤスヒサ 奥田 泰久	欠席
11	医療法人財団健和会みさと健和病院 院長	オカムラ ヒロシ 岡村 博	欠席
12	医療法人社団協友会埼玉回生病院 院長	ヨシモト ユウヘイ 好本 裕平	
13	草加市立病院 病院事業管理者 (埼玉県病院団体協議会推薦を兼ねる)	ヤウチ ツネヒト 矢内 常人	
14	埼玉県病院団体協議会	ニシムラ ナオヒサ 西村 直久	
15	公益社団法人埼玉県看護協会（越谷市立病院 副看護部長）	シモダ マリコ 下田 麻里子	
16	埼玉県保険者協議会（全国健康保険協会埼玉支部企画総務部長）	ヤマモト ヒロミチ 山本 広道	
17	埼玉県保険者協議会（吉川市国保年金課長）	イシダ カズチカ 石田 和親	
18	春日部市健康保険部長	マツモト ヒデヒコ 松本 英彦	
19	草加市健康推進部長	フクシマ ヒロユキ 福島 博行	
20	越谷市保健医療部長	ノグチ ヒロヒ 野口 広輝	
21	八潮市健康福祉部長	エンドウ マサユキ 遠藤 雅之	
22	三郷市いきいき健康部長	マシヨ トシユキ 益子 敏幸	
23	吉川市健康長寿部長	コバヤシ イヅミ 小林 以津己	
24	松伏町すこやか子育て課長	キリ ヨシヒロ 桐 義博	
25	越谷市保健所長	ハラ シングル 原 繁	
26	草加保健所長	トクヅ カオル 得津 馨	
27	春日部保健所長	タナカ ヨシアキ 田中 良明	

敬称略

埼玉県東部地域医療構想調整会議要綱

(令和4年4月19日春日部保健所長決裁)

(設置目的)

第1条 東部保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県東部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他東部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(協議事項)

第3条 調整会議では、前条各号に規定する業務に係り、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病棟に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

(組織)

第4条 調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる団体等の代表者とし、各団体等からの推薦に基づき、第10条で定める調整会議事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体
- (2) 公的医療機関及び各医療機能を有する医療機関
- (3) 医療保険者
- (4) 市町の保健部門の職員
- (5) 保健所長

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

3 調整会議事務局の長は、議事内容に応じて、当該事項に精通した者又は深く関与する者を調整会議に招請することができるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議の運営)

第7条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して調整会議に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(調整会議の公開)

第8条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(部会)

第9条 調整会議は、第2条に掲げる所掌事項に関して必要な検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、会長が調整会議委員の中から指名した者とする。また、会長が必要と認める場合は、委員以外の者を加えることができる。
- 3 部会には部会長を置くこととし、部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 4 前項の部会長は、会長又は会長が指名する者とする。
- 5 部会長は、部会終了後、その内容を速やかに会長に報告するものとする。

(調整会議の庶務)

第10条 調整会議の庶務は、春日部保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による委員の選任及び第10条の規定による調整会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の前においても行うことができる。